

東京大学教育・学生支援部国際教育推進課 特任専門職員（特定有期雇用教職員） 募集要項

1. 職名及び人数：特任専門職員 1名
2. 契約期間 : 令和7年3月1日～令和8年3月31日
3. 更新の有無 : 更新する場合があり得る。更新する場合は、1年ごとに行う。
ただし、更新回数は2回、在職できる期間は令和10年2月28日を限度とする。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間 : 採用された日から14日間
5. 就業場所 : 東京大学教育・学生支援部国際教育推進課（東京都文京区本郷7-3-1）
6. 所 属 : 東京大学教育・学生支援部国際教育推進課
7. 業務内容 : 本学グローバル教育センター日本語教育部門（日本語教育センター）における管理運営業務
 - 受講者管理、各種イベントのサポート等を含む日本語コースの運営事務全般
 - 日本語教育センターの広報、及び、学内外からの問合せ対応
 - 受講者からの窓口での質問・問合せ対応
 - 受講者データの整理・動向分析
 - 日本語教育センター予算の執行状況管理等
 - その他、グローバル教育センター及び国際教育推進課が所掌する業務

※日本語を教える職務ではありません。
8. 就業日 : 週5日（月曜日～金曜日）
9. 就業時間 : 1日7時間45分（8:30～17:15または9:00～17:45）
※正午から60分の休憩あり
※時間外労働を命じることがある。
10. 休 日 : 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
11. 休暇 : 年次有給休暇、特別休暇 等
12. 賃金等 : 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額30万円～40万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円まで）、超過勤務手当
13. 加入保険 : 文部科学省共済組合、雇用保険に加入
14. 応募資格 : <必須要件>

- 担当・チームの垣根なく一体感を持ち、風通しのよい組織作りに協力的で、変化に対して柔軟であること
- コミュニケーションを積極的に取れ、協調性・柔軟性があり、備品の準備や事務作業等も含め、様々な業務に対して熱意を持って丁寧に取り組めること
- 受講申請システムや Web サイトの管理・運営などの業務に対応できる基礎的な IT スキルがあること、または知識の習得に抵抗がないこと。
- パソコン操作 (Word, Excel, PowerPoint 等) が問題なく行え、ビジネスレベルの英語力があり、英語によるコミュニケーションができること（メール、文書作成含む）。

<以下はあれば尚可（ある場合はその旨を応募書類に記載のこと）>

- 高等教育機関での業務経験
- 日本語教育・語学教育に関連する業務経験
- 学生の海外からの受け入れ、海外への送り出しに関する業務経験

15. 提出書類 : ①東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
※語学能力を示す資格がある場合は必ず記載すること。
②上記の業務内容に関連したこれまでの職務経験を具体的に記載した文書 1 部
（任意様式・A4 判 2 ページ以内）
③応募にあたっての抱負 1 部（任意様式・A4 判 2 ページ以内）
16. 提出方法 : 上記①～③を番号順に重ねて 1つのPDFファイルにした上で、以下のフォルダにアップロードすること。ファイル名は自身の氏名とすること。
【提出先】特任専門職員応募書類
※アップロード完了の連絡は不要。
※2～3日以内に当方からの受領メールが届かない場合は、「18.問い合わせ先」まで問い合わせること。
17. 応募締切 : 令和 7 年 1 月 8 日（水）23：59（日本時間）
※書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
※面接選考の対象となった場合のみ、1 月 14 日（火）まで面接日時等を連絡する。
18. 問合せ先 : ☎ 113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1
東京大学教育・学生支援部国際教育推進課企画・総務チーム
E-mail: ic.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
19. 募集者名称 : 国立大学法人東京大学
20. その他 : 1) 選考にかかる旅費等は支給いたしません。
2) 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には使用いたしません。
3) 採否に関する個別の問合せはご遠慮ください。
4) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。